

## 欧州特許庁、審査ガイドラインを改訂

2013年9月23日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁 (EPO) は、9月20日、改訂された審査ガイドラインが9月20日から発効する旨の9月3日付の通知を公表した。主な改訂内容は以下のとおり。

- ・規則 53(3)の改正 (優先権主張の基礎とされた先の出願の翻訳文の提出要求の違反に優先権喪失の罰則を科す改正) を反映した。(パート A 第 III 章 6.8, パート D 第 VII 章 2 及びパート F 第 VI 章 3.4)
- ・拡大審判廷の審決 G1/10 (規則 140 に規定される決定における誤りの訂正は、特許のテキストを訂正することに適用されないと判断した審決) を反映した。(パート H 第 VI 章)
- ・審決 T1411/08 及び T690/06 に沿って、コンピューターで実行される発明及びビジネス方法に関する発明について、主題事項に技術的特徴を与える側面が反論の余地の無いほど良く知られている例外的な場合には、サーチレポートに文献の提示が不要であることを明確化した。(パート B 第 VIII 章 2.2)
- ・PCT 出願の域内移行期限前の早期手続に関する部分を追加した。(パート E 第 VIII 章 2.9)

なお、追加及び削除の個所は、PDF 版では欄外の垂直線及び二重水平線で示されている。また、HTML 版ではページ右上の”Show modification”をチェックすることにより、追加及び削除の個所が、緑色マーカー表示及び赤字取消線で表示される。

－ EPO のプレスリリースは、以下参照 －

[Notice from the European Patent Office dated 3 September 2013 concerning updating of the Guidelines for Examination in the European Patent Office](#)

－ 改訂された審査ガイドラインは、以下参照 －

[Guidelines for Examination in the European Patent Office](#)

－ 規則 53(3)の改正に関する欧州知財ニュースは、以下参照 －

[欧州特許庁、欧州特許条約規則 53\(3\)違反に優先権喪失の罰則を科す規則改正を通達 \(2013年3月6日\) \(PDF\)](#)

－ 拡大審判廷の審決 G1/10 に関する欧州知財ニュースは、以下参照 －

[EPO 拡大審判部、決定における誤りの訂正に関する審決 \(2012年8月3日\) \(PDF\)](#)

(以上)